

中標津町自治基本条例（素案）に対する意見募集結果

はじめに

中標津町自治基本条例（素案）について、町民の皆様から寄せられたご意見の概要と、これらに対します町の考え方を下記のとおりお示しします。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

ご意見の募集結果

- 【案件名】 中標津町自治基本条例（素案）
 【募集期間】 平成23年9月26日（月）～平成23年10月25日（火）
 【意見総数】 15件（1人）

【内訳】

【修正】 案を付加・修正するもの	1件	【電子メール】	0人
【既掲載】 既に案に盛り込んでいるもの	0件	【郵送】	0人
【参考】 今後の参考とするもの	2件	【FAX】	1人
【その他】 意見として伺ったもの	12件	【直接持参】	0人

ご意見の概要と町の考え方は以下のとおりです。

【中標津町自治基本条例（素案）に対する意見の概要と町の考え方】

町民等の意見の概要	件数	意見に対する町の考え方
<p>1 1ページ～2ページ 「前文」 これから実現するための文章でなく、決定・制定した文言、文書にすべきである。</p> <p>さらに、最高規範と謳ってあるが（第11章条例の位置付けにも）、国の地方自治法や、町の条例との整合性・優位性をどうするのか。</p>	4	<p>この条例は、これからの中標津町の目指すべき目標を掲げた条例であり、そのために第38条に規定するとおり「中標津町自治推進会議」を設置し、この条例の運用状況等を検証していくことから、これから実現するための文章となっております。</p> <p>この条例は、あくまでも町の条例の最高位に位置するもの（最高規範）であり、法律及びそれに基づく命令等よりも優位にあるという意味の条例ではありません。</p>

<p>(北海道東部の内陸・・・)は、十勝内陸や北見も含まれるので開陽台や武佐岳の景観も取り入れて違った表現方法を。</p> <p>インパクトに欠ける。条例制定の理念や意気込みが伝わらない。</p>		<p>中標津町は、開陽、武佐地区はもちろん、俣落、西竹、俵橋、協和、養老牛などの多くの地域から成り立っており、様々な地域を考慮した表現としていることや、「北海道東部の内陸」と位置を表現することで、道外にもアピールするとともに、「知床から摩周、阿寒」、「標津川」が根室管内を表しております。</p> <p>この前文では、「中標津町民憲章」を最大限に尊重し、「町民が主体の自治」の実現を目指すこととしており、この条例を「ですます」調で表現したことにより、柔らかい表現となり、やさしい印象を与えております。</p>
<p>2 2 ページ (用語の定義) 第2条(1) (以下「住民」という。) (以下・・・)の条文はいらぬ。</p> <p>町民 = 住民 であり、町民以外の人々に、町の議会、行政の決定権は無い。</p> <p>全体として町民・住民の文言の使い分けが曖昧である。</p>	<p>4</p>	<p>この条例でいう、「町民」と「住民」を区別するための表現となっております。</p> <p>この条例では、住民以外に中標津町で活動している事業者、団体、学生等も、法令の定めるところにより、本町の行政サービスを受け、必要な負担をしていただいております。条例等を遵守していただくためにも、町民として、広く位置付けております。</p> <p>第2条(1)で定義しているとおり「住民」とは、「町内に住所を有する人」を言います。「町民」とは、「住民」はもちろん、「町内で働く人」、「町内で学ぶ人」、「町内で活動する法人その他の団体」も広く定義しており、第11条「住民投票」に参加できる人、第20条「議員」を選べる人は、「住民」ということになっております。</p>

<p>(町民は・・・)全体としてこの文言が多いが(50 数ヶ所)「町民はこうしなさい」「こうあるべきだ」という感覚があるので、「わたしたちはこうします」「こうあります」といった表現を取り入れて欲しい。</p>		<p>この条例では、前文で示すように「町民、議会及び行政」のすべてを表す言葉が「わたしたち」という表現となっており、この条例が「ですます」調で表現されていることで「します。」と言い切った表現をしているにもかかわらず、柔らかい、やさしい印象を与えております。</p>
<p>3 5 ページ (住民投票) 第 11 条 議会の議決を経なくとも住民投票ができるようにするために(・・・いずれかに該当した場合は、住民投票を実施しなければならない。)とするべき。 実際に住民の署名が規定数集まったのに、議会が否決した例がある。そのために(1)(2)(3)を付帯するのではないか。 全国的には、15 才・18 才以上の投票権を認めた自治体もある。第 8 条にも謳ってあるので、将来を決める事業であれば若年者の意見も考慮すべき。</p>	2	<p>ここでいう、「住民投票条例」は、常設ではなく、地方自治法の規定により、「議会の議決」が必要となることから、「議会が住民投票の実施を議決した場合」と表現しており、(1)の内容は、地方自治法第 74 条、(2)の内容は、地方自治法第 112 条、(3)の内容は、町長の権限に基づいた内容となっております。今後、地方自治法の改正等により、常設の「住民投票条例」が必要となる場合は、修正が必要となります。</p> <p>ここでいう、「住民投票条例」は、個別に提案されることから、その都度「条例」で投票権を定められることになり、「住民投票条例」を制定する場合は、検討が必要となります。</p>
<p>4 5 ページ (住民投票) 第 11 条 (1) (・・・住民投票条例の制定を・・・)は、・・・住民投票を町長に・・・</p>	1	<p>(1)の内容は、地方自治法第 74 条に基づく表現となっております。</p>
<p>5 5 ページ (住民投票) 第 11 条 (1)(2)(3) 「住民投票条例の制定」、「住民投票条例」、「住民投票」、この 3 コの文言の使い分けをきちんとすべき。</p>	1	<p>ご提案の内容につきまして、「住民投票の実施を議決した場合」を「住民投票条例を議決した場合」に文言を整理し、以下のとおり修正します。 「第 11 条 町長は、次の各号に規定する事項のいずれかに該当し、議会が住民投票条例を議決した場合は、住民投票を実施します。」</p>

<p>6 6 ページ (町民の役割) 第14条 2 (・・・将来の世代に・・・)は、町民でないか？ 大人目線。</p>	<p>1</p>	<p>第14条第2項では、第13条の権利の行使にあたり、お互いの発言や行動を積み重ねて「町民が主体の自治」を実現していく視点から、町民は自らの発言・行動に責任を持つとともに、「町民が主体の自治」を実現するための取り組みに際しては自らの世代のみではなく、将来の世代に影響することに留意し、将来の世代に配慮した取り組みを進めるものとするを明らかにする表現となっております。</p>
<p>.7 その他 マニュアルと云うものは、がんじがらめにすると動きが取れないし、抜けているとマニュアルに無いからと、無法、無軌道に為ってします。規制を付加しないと平成8年に制定された「中標津町景観条例」のごとく指定地域内での開発行為が堂々とまかり通り、許される結果にもなる。 現在パブリックコメントの集約を実施中であるが、10月の町の広報紙に折り込まれてたチラシでは殆んどの町民は理解出来ないでしょう。パソコンなり役場に足を運んでその内容を把握し、コメントを提出出来る町民は少ないと思います。素案を町民に提示して諮るべきと考えます。中学生以上であれば理解出来るでしょう。多くの町民の参加を期待します。さらに、学校教育の中で町民憲章・条例などを子供たちに日頃から教育・実践してほしい。</p>	<p>2</p>	<p>ご提案の内容につきましては、今後条例を推進する上での参考とさせていただきます。 ご提案の内容につきましては、今後、この条例の改正手続きをする上で参考とさせていただきます。また、条例の施行に向けた町民説明会等の実施はもちろん、参加へのアプローチの工夫や子どもたちへの周知につきましても、検討していきます。 (総務部企画課)</p>